

堺市公報 第90号	令和元年10月4日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】.....	2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】.....	2
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】.....	3
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】.....	6
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○堺市立人権ふれあいセンターの利用料金について 【市民人権局人権部人権企画調整課】.....	9
○予防接種法に基づく令和元年度インフルエンザ予防接種の実施について 【健康福祉局保健所感染症対策課】.....	13
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	15
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	15
○常磐浜寺線の事業計画認可に伴う図書の写しの縦覧について 【建設局道路部道路計画課】.....	16
<b>&lt;消防局公告&gt;</b>	
○指定催しの指定について 【消防局予防部予防査察課】.....	17
<b>&lt;上下水道局公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	

【上下水道局サービス推進部事業サポート課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

＜農業委員会告示＞

○農業委員会総会の招集について

【農業委員会事務局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

告 示

堺市告示第360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、次の事業者の同法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条第4号の規定により告示する。

令和元年10月4日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定取消年月日
社会福祉法人 美原の郷福祉会	居宅介護	ヘルパーステーションつつじ	大阪府堺市美原区平尾35-1	令和元年9月24日
社会福祉法人 美原の郷福祉会	重度訪問介護	ヘルパーステーションつつじ	大阪府堺市美原区平尾35-1	令和元年9月24日

堺市告示第361号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和元年10月4日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和元年10月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社サンライズ	奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台35-17-101	児童発達支援	放課後等デイサービス ところ	堺市北区百舌鳥陵南町1丁24番2号 カース陵南1階	2756520298
株式会社マーブル	大阪府中央区内本町一丁目2番13号 谷四ばんらいビル3階	放課後等デイサービス	マーブル白さぎ校	堺市中区新家町347-13 中モズマンション1階	2756120313

堺市告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月4日

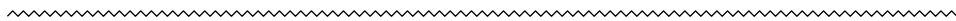
堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
上野芝向ヶ丘27号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁1245番8地先	旧	2.67	29.09	(70081)
			4.00		
	西区上野芝向ヶ丘町5丁1245番63地先	新	4.00	29.09	
			4.00		



堺市告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
北旅籠東綾之東1号線	堺区桜之町東1丁58番1地先	旧	3.56	10.09	(キ063) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区桜之町東1丁58番2地先	新	3.78	10.09	
向陵中6号線	堺区向陵中町6丁248番5地先	旧	7.98	2.18	(コ061) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区向陵中町6丁248番5地先	新	7.98	2.18	
毛穴9号線	中区毛穴町476番4地先	旧	2.90 3.13	19.65	(ケ010) 開発に伴う寄付 関係分
	中区毛穴町476番5地先	新	3.57 4.84	19.65	
毛穴11号線	中区毛穴町476番4地先	旧	1.65 2.15	19.77	(ケ012) 開発に伴う寄付 関係分
	中区毛穴町476番1地先	新	2.88 3.00	19.77	
上野芝向ヶ丘43号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁746番20地先	旧	2.74 2.81	16.49	(ウ097) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上野芝向ヶ丘町5丁746番22地先	新	3.37 3.41	16.49	
鳳中1号線	西区鳳中町8丁377番14地先	旧	4.09	2.00	(エ147) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町8丁377番14地先	新	4.09	2.00	
鳳中22号線	西区鳳中町8丁377番14地先	旧	3.98 4.00	2.54	(エ168) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町8丁377番14地先	新	4.00 4.00	2.54	
鳳南9号線	西区鳳南町4丁424番1地先	旧	3.14 3.16	16.01	(エ248) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳南町4丁424番1地先	新	4.35 4.35	16.01	
蔵前3号線	北区蔵前町3丁1621番8地先	旧	2.94 3.07	11.58	(ウ011) 開発に伴う寄付 関係分
	北区蔵前町3丁1621番8地先	新	3.82 3.89	11.58	
大豆塚2号線	北区大豆塚町1丁2番2地先	旧	1.78	19.44	(マ027) 開発に伴う寄付 関係分
	北区大豆塚町1丁2番2地先	新	3.24	19.44	
百舌鳥赤畑30号線	北区百舌鳥赤畑町4丁307番1地先	旧	3.81 4.92	36.39	(ト056) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町4丁307番8地先	新	4.09 6.01	36.39	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
阿弥13号線	美原区阿弥271番2地先	旧	3.12 3.30	11.37	(7296) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区阿弥271番2地先	新	3.56 3.65	11.37	
今井2号線	美原区今井251番4地先	旧	3.14 3.31	17.48	(1145) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区今井251番5地先	新	3.57 3.66	17.48	
今井5号線	美原区今井251番5地先	旧	2.01 2.69	15.78	(1148) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区今井251番5地先	新	3.01 3.35	15.78	
今井6号線	美原区今井453番1地先	旧	2.30 3.25	6.57	(1149) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区今井453番1地先	新	3.15 3.63	6.57	
平尾31号線	美原区平尾1898番1地先	旧	2.70 3.40	34.21	(1697) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区平尾1900番11地先	新	3.60 4.00	34.21	
八田北20号線	中区堀上町449番1地先	旧	4.67 4.70	14.84	(1410) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	中区堀上町449番5地先	新	4.70 4.70	14.84	
上野芝向ヶ丘10号線	西区北条町2丁479番8地先	旧	3.89 5.76	45.90	(1064) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	西区北条町2丁479番1地先	新	5.38 6.70	45.90	
鳳北14号線	西区鳳北町6丁340番25地先	旧	5.16 5.17	19.32	(1130) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	西区鳳北町6丁340番26地先	新	5.71 5.71	19.32	
浜寺船尾鳳1号線	西区鳳北町6丁340番31地先	旧	6.09	3.00	(1052) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	西区鳳北町6丁340番31地先	新	6.09	3.00	
浜寺元鳳北4号線	西区鳳北町6丁340番1地先	旧	3.62 3.63	35.84	(1294) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	西区鳳北町6丁340番27地先	新	4.17 4.19	35.84	



公 告

堺市公告第525号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月4日

堺市長 永藤英機

(1) 専用基本利用料金

①スポーツ・文化交流ホール（音楽室を除く。）

種別		時間区分		午前	午後1	午後2	午後	昼間1	昼間2	夜間	昼夜間1	昼夜間2	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後3時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午後3時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		
ガイダンスルーム兼視聴覚室		2,400円	1,880円	1,880円	3,760円		6,160円	3,350円	7,110円		9,510円		
メインホール	全面	舞台及び電動客席使用	9,630円			14,450円		24,080円	12,030円	26,480円		36,110円	
		舞台又は電動客席使用	6,800円			10,360円		17,160円	9,630円	19,990円		26,790円	
	床のみ	一般	3,970円	3,130円	3,130円	6,260円	7,100円	10,230円	7,110円	13,370円	10,240円	17,340円	
		生徒等	1,980円	1,560円	1,560円	3,120円	3,540円	5,100円	3,550円	6,670円	5,110円	8,650円	
	1/2面	一般	1,980円	1,560円	1,560円	3,120円	3,540円	5,100円	3,550円	6,670円	5,110円	8,650円	
		生徒等	1,030円	830円	830円	1,560円	1,770円	2,590円	1,770円	3,330円	2,600円	4,360円	
トレーニング室	一般	1,560円	1,350円	1,350円	2,610円	2,910円	4,170円	3,660円	6,270円	5,010円	7,830円		
	生徒等	830円	730円	730円	1,350円	1,460円	2,080円	1,880円	3,130円	2,500円	3,960円		
多目的室	椅子・机使用		3,130円	2,930円	2,930円	4,180円		5,750円	5,230円	7,850円		9,420円	
	床のみ	一般	1,560円	1,350円	1,350円	2,610円	2,910円	4,170円	3,660円	6,270円	5,010円	7,830円	
		生徒等	830円	730円	730円	1,350円	1,460円	2,080円	1,880円	3,130円	2,500円	3,960円	
学習室1、学習室2、学習室3		1,670円	1,250円	1,250円	2,500円		4,170円	2,200円	4,700円		6,370円		
和室（茶室付）		3,130円	1,980円	1,980円	3,870円		7,000円	3,130円	7,000円		10,130円		

調理室	4,180円	3,130円	3,130円	6,260円		10,440円	5,230円	11,490円		15,670円
-----	--------	--------	--------	--------	--	---------	--------	---------	--	---------

②スポーツ・文化交流ホール（音楽室）

区分		1時間
音楽室	一般	510円
	生徒等	310円

③運動広場等

区分		1時間
運動広場	一般	400円
	生徒等	200円
テニスコート	一般	620円
	生徒等	300円
テニスコート兼フットサルコート	一般	620円
	生徒等	300円

備考

- 1 この表の専用基本利用料金には、「(3)附属設備の利用料金」を除き、照明及び音響設備（テニスコート兼フットサルコートの照明設備を除く。）の料金を含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用の区分に係る専用基本利用料金の10割を専用基本利用料金に加算する。
- 3 テニスコート兼フットサルコートにおいて照明設備を利用する場合は、1時間当たり100円を徴収する。
- 4 ガイダンスルーム兼視聴覚室において、舳松人權歴史館の見学に関して使用しようとする場合は、無料とする。
- 5 この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
  - (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- 6 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて準備又は後始末のために使用する

ときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

- (1) スポーツ・文化交流ホール（音楽室を除く。）専用基本使用料（第2項の規定を適用する場合については、同項の規定により算定した額とする。次号において同じ。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）
- (2) スポーツ・文化交流ホール（音楽室に限る。）、運動広場、テニスコート及びテニスコート兼フットサルコート専用基本使用料

(2) 共用利用料金

区分	利用料金	
	一般	生徒等
1人1種目1回	200円	100円

備考

- 1 この表において「1回」とは、館長が別に定める時間帯をいう。
- 2 この表において「生徒等」の区分は、(1) 専用基本利用料金 備考5の各号に該当する場合のほか、次の※に掲げる障害者及び65歳以上の者が使用する場合にも適用する。

※「生徒等」の対象となる障害者

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 附属設備の利用料金

区分	数量	利用料金	備考
ピアノ	1台	5,230円	調律料は、含まない。
指揮台	1式	310円	譜面台付
ひな壇	1式	2,080円	

マイクロホン	1本	1,030円	
ワイヤレスアンプ	1式	510円	CDプレーヤー、カセットテーププレーヤー付
カセットテーププレーヤー	1台	1,030円	カセットテープは、含まない。
CDプレーヤー	1台	510円	CDは、含まない。
MDプレーヤー	1台	1,030円	MDは、含まない。
ビデオプロジェクター	1台	2,080円	再生機器は、含まない。
ブルーレイプレーヤー	1台	1,030円	ブルーレイディスクは、含まない。
ピンスポットライト	1台	2,080円	
照明セット	1式	6,280円	セット内容 シーリングスポットライト1組 ボーダーライト1組 水平ライト1組
セーフティマット	1枚	510円	
フローシート	1枚	50円	
カラーマット (10枚1組)	1組	310円	
ストップウォッチ	1個	100円	
スポーツタイマー	1台	510円	
得点板	1台	100円	
バスケットボール器具	1式	510円	ゴール1組、得点板1台
バドミントン器具	1式	100円	ボール・ネット1組
バレーボール器具 (練習用)	1式	310円	ボール・ネット1組、得点板1台
バレーボール器具 (試合用)	1式	510円	ボール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バレーボール器具 (線審旗)	1組	50円	
審判台 (バレーボール用)	1台	200円	
卓球器具	1式	100円	卓球台・ネット・ネットサポート1組

卓球用フェンス	1枚	30円	
レクリエーション器具	1式	510円	ドッジビー19枚、なわとび（長・短）、ふわふわボール3個、ショートテニス器具（ポール・ネット、ラケット、ボール）
コインロッカー	1か所 1日	100円	
ゼッケン	1組	無料	5枚1組

備考

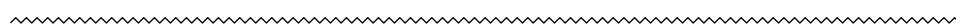
- この表の利用料金については、それぞれの区分ごとに1回徴収するものとする。この場合において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後1（午後1時から午後3時まで）、午後2（午後3時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし、コインロッカーについては、これを適用しない。
- 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別に実費を徴収する。
- 「(1) 専用基本利用料金」及び「(2) 共用利用料金」に掲げる「生徒等」の区分は、適用しない。

(4) 駐車場利用料金

利用時間	金額
1時間まで	無料
1時間を超える場合	1時間を超える時間につき、1時間までごとに100円 (大型車等は、500円)

備考

- この表において「大型車等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動車又は中型自動車をいう。
- 利用時間12時間までの駐車場利用料金を最大800円（大型車等は、1,000円）とする。



堺市公告第526号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行う

ので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月4日

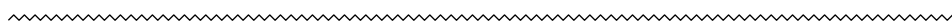
堺市長 永 藤 英 機

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲  
本市の区域内に住所を有し、かつ、接種日現在において次の(1)又は(2)に該当する者
  - (1) 65歳以上の者
  - (2) 60歳以上65歳未満の者のうち心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度の者
- 3 実施期間 令和元年10月21日から令和2年1月31日まで
- 4 実施場所 保健所長が指定する場所
- 5 自己負担金 1,500円
- 6 自己負担金免除対象者
  - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する者
  - (2) 市民税非課税世帯に属する者
  - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者
  - (4) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づき、堺市において認定を受けている者
- 7 接種不相当者（接種を受けることが適当でない者）
  - (1) 明らかに発熱している者（通常は37.0℃以上をさす。）
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
  - (3) インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者

- (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者
- (5) 全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者及び過去に免疫不全の診断がされている者
- (6) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者

8 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 過去にけいれんの既往のある者
- (3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者



堺市公告第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月4日

堺市長 永藤英機

1 開発区域

堺市東区北野田1番1、1番5の一部、1番9、1番14、59番11から59番14まで、62番6、63番4、63番5、65番2及び66番1（第三工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区難波中二丁目7番2号  
南海不動産株式会社  
代表取締役 松川 康司



堺市公告第528号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区浜寺諏訪森町東三丁 295番16、295番17の一部及び295番23から295番27まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番30号

積和不動産関西株式会社

代表取締役 北田 康

堺市公告第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業3・3・201-16号常磐浜寺線の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和元年10月4日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）



## 消防局公告

堺市消防局公告第2号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年10月4日

堺市消防長 松本文雄

催しの名称	大鳥地車祭の為の出店
開催場所	堺市西区鳳北町1-1-2 大鳥大社境内
開催期間	令和元年10月5日（土）から令和元年10月6日（日）まで

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第160号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年10月4日

堺市上下水道事業管理者 出未明彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
水道料金等コンビニエンスストア・モバイル収納代行業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和元年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社電算システム  
取締役副社長執行役員事業本部長 松浦 陽司  
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
- 5 落札金額  
¥55－（1件当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年6月26日

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第11号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年10月4日

堺市農業委員会  
会長 田中 宏

[日時]

令和元年10月10日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他